

釜石市新庁舎オフィス環境整備支援業務委託仕様書

1. 業務名 釜石市新庁舎オフィス環境整備支援業務委託
2. 履行場所 釜石市只越町3丁目9-13、天神町3-8、4-9、大渡町3丁目15-26、
鈴子町15-2
(第1庁舎から第5庁舎・教育センター・保健福祉センター)
3. 履行期間 契約締結の日から平成31年3月29日まで

4. 業務の目的等

新庁舎建設にあたり、窓口機能及び執務空間を来庁者並びに職員等に快適で機能的なオフィス環境を専門的な視点により創出し、より一層の市民サービス、事務効率及び職場環境の向上に資することを目的とする。

なお、業務の実施にあたっては、現在の組織、機構の現状を把握して、市民の利便性に最大限配慮した窓口レイアウト、諸室の配置の最適化を目標に、各個別要件について実施するものとし、新庁舎建設基本・実施設計に反映させるよう支援を行うものとする。

5. 業務内容

(1) オフィス環境整備基本計画

① 現況調査の実施

- ア. 現状オフィスのレイアウト調査
- イ. 職員へのアンケートやヒアリングの実施

② 庁内における検討専門部会等の運営支援

- ア. 庁内における検討専門部会等への資料提供及び参加
- イ. ワンストップ窓口の設置検討についての専門的見地からの支援

③ 備品類の整備計画の策定

- ア. 既存備品の実態調査
- イ. 新規備品類の整備方針策定
- ウ. 備品類の概算費用の算出

④ オフィス環境整備基本計画の策定

- ア. 新庁舎部署配置計画の作成
- イ. 基本レイアウト案作成
- ウ. 執務室・窓口スタンダード策定
- エ. 会議室の室数、面積算定

- (2) 新庁舎サイン基本計画策定
 - ア. 現状サイン調査
 - イ. サインコンセプト作成
 - ウ. ゾーニングプラン作成
 - エ. 基本サイン意匠図作成
 - オ. サイン勉強会開催

6. 業務実施に当たって

- (1) 本業務は、釜石市新庁舎建設設計業務と並行して進めるものであり、市及び設計者との十分な連絡調整を行いながら進めること。
- (2) 本業務における安全・衛生対策については、関係諸法令を遵守すること。また、作業の安全及び環境にも配慮すること。
- (3) 本業務の実施においては、市の所有する建物、設備及び機器等に損害を与えないように配慮すること。

7. 業務対象及び実施要件

- (1) 現況調査の業務対象は、第1庁舎、第2庁舎、第3庁舎、第4庁舎、第5庁舎並びに教育センター、保健福祉センターの一部とする。
- (2) 新庁舎の想定延床面積：概ね7, 500 m²程度
- (3) 新庁舎の想定正規職員数：約290人程度
- (4) 会議室利用実績：契約後に提供
- (5) 各システム機器等導入状況：契約後に提供

8. 成果品

成果品の提出方法は、A4版ファイル(必要に応じてA3版)にとじ込んだ出力データ各2部と、電子媒体(DVD-R等)にて納品すること。なお、電子媒体のファイル形式は別途協議を行うこととする。

- (1) オフィス環境整備基本計画
 - ① レイアウト基準書
 - ② 新庁舎部署配置計画書
 - ③ 執務室・窓口レイアウト提案書
 - ④ 会議室の検討案
- (2) 備品類の整備計画書
 - ① 新規備品類の整備方針
 - ② 新規購入備品リスト
 - ③ 購入仕様書
 - ④ 新規購入備品の概算金額
 - ⑤ 既存備品の実態調査書

- (3) 新庁舎サイン基本計画書
 - ① サインコンセプトに関する報告書
 - ② ゾーニングプラン
 - ③ 基本サイン意匠図
- (4) 窓口の運用・体制整備に係る各種提出資料
- (5) 市及び設計者との協議の議事録
- (6) その他、市との協議において必要とされたもの

9. その他

- (1) 本業務を遂行する上で知り得た情報及び本業務に係る内容は、市の許可無く第三者に漏らしてはならない。
- (2) 本業務を再委託してはならない。
- (3) 本仕様に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市担当者と受託者の協議の上、業務を遂行するものとする。
- (4) 新庁舎オフィス環境整備支援業務受託者が特定されるまで、その選定の公平性を保つため、本委託の業務について新庁舎オフィス環境整備支援業務選定プロポーザルの参加者に、直接又は間接の接触を行ってはならない。

10. 連絡先 (担当)

釜石市総務企画部 新市庁舎建設推進室

〒026-8686

岩手県釜石市只越町3丁目9番13号

TEL : 0193-22-2111 (内線 178)

FAX : 0193-22-2686

Mail : tyousya@city.kamaishi.iwate.jp